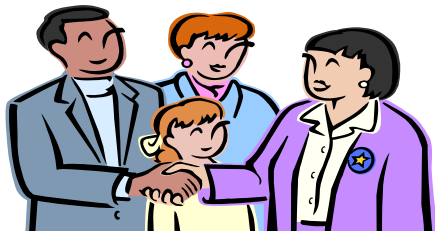


平成27年度 地域力を育むモデル事業



活動団体 募集要項



企画部市民協働課

TEL0470-33-1005

1. 事業の趣旨

南房総市は、市民がそれぞれの夢を大切に育み、未来を構築していくため、人・自然・産業・歴史などをひとつに合わせ、魅力あるまちづくりを進めています。この魅力あるまちづくりのためには、市民と行政の相互の信頼関係に基づいた協働が必要になるものと考えられます。このため、平成21年3月に南房総市協働のまちづくり推進指針を策定し、市民と行政の協働によるまちづくりを進めています。

この協働のまちづくりを進めるためには、NPOや地域で活動している団体など、様々な主体と行政が、共に知恵と技術を出し合いながら取り組んでいくことが、これまで以上に求められています。そこで、地域力を育むモデル事業の実施により、市民と行政の相互理解に基づくモデル的な課題解決活動を推進することで、市民と行政の協働による公益サービスの実施を目指します。

2. 事業の概要

当該事業は、市が提示するテーマ（課題）に対し、市民活動団体等から事業の提案（企画）を募り、課題解決に向け効果的な提案をした市民活動団体等と市が事業内容、お互いの役割分担等について話し合い、その結果を『協定書』・『仕様書』等に定めた後、事業を実施します。事業の実施に係る経費は、交付金として助成します。

3. 活動団体を募集するテーマ（課題）

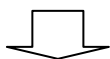
No.	テーマ (課題解決の方針・目的)	担当課及び問合せ先 (提案書の提出先)	提案書 提出期限	掲載 ページ
1	みんなで学び、みんなで取り組む 環境保全活動	担当課:環境保全課 担当:山口 TEL:33-1053	平成27年 5月29日(金) 17時	6、7 ページ
2	新規就農者の育成支援モデル事業 (2年目)	担当課:農林水産課 地域資源再生室 担当:石野 TEL:33-1073	平成27年 5月29日(金) 17時	8、9 ページ
3	地域と協働で取り組む花畑の再生事業	担当課:農林水産課 地域資源再生室 担当:押元 TEL:33-1073	平成27年 5月29日(金) 17時	10、11 ページ
4	地域と協働で取り組む認知症カフェ ～認知症者とその家族、地域住民、 専門職、誰もが集い交流し楽しめる 場の実現に向けて～	担当課:健康支援課 担当:尾形 TEL:36-152	平成27年 5月29日(金) 17時	12、13 ページ

5	広報資料を活用した人づくり・ 地域づくり推進事業（2年目）	担当課:秘書広報課 担当:井野 TEL:33-1002 担当課:観光プロモーション課 担当:生稻 TEL:33-1091	平成27年 5月29日(金) 17時	14、15 ページ
---	----------------------------------	---	--------------------------	--------------

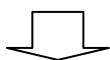
※テーマ（課題）に対する考え方（現状・課題）、事業に対する条件（事業の対象範囲・事業イメージ・提案できる団体の要件）、事業期間、交付対象経費、交付金助成限度額は、テーマごとに異なります。掲載ページを必ずご確認ください。

4. 事業の進め方

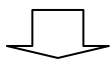
事業の検討・・・テーマ（課題）に対する考え方をよく読み、事業の実施方法・スケジュールを検討し、提案書の案を作成します。



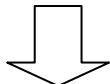
担当課との事前協議・・・作成した提案書（案）を基に、テーマ（課題）の担当課とお互いの役割分担等について話し合いを行います。



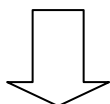
提案書の提出・・・話し合いが成立したら、提案書をテーマ（課題）の担当課に提出します。**※提出期限は5月29日（金）です。**



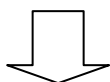
提案の発表・・・審査委員会に参加し、提案の内容を発表します。**※審査会は6月8日（月）13:30～開催予定です。**



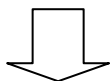
担当課との最終協議・・・審査委員会で採択された事業は、審査委員会での意見等を踏まえ事業実施に係る最終協議を実施し、担当課は協定書及び仕様書を作成します。



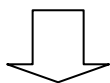
協定書の締結・・・最終協議の内容を基に、協定書を締結。市から交付金交付決定通知書が交付されます。



事業の実施・・・協定書及び仕様書に基づき、テーマ（課題）の担当課と協力して事業を実施してください。



実績報告・・・事業終了後は、事業実施内容を報告書にまとめ、市へ提出してください。



交付額の確定・・・報告書の内容により交付金額を確定。（確定通知の送付。）その後、市から交付金を指定の口座に振り込みます。

5. 交付金の額

地域力を育むモデル事業は、次の①と②を比べて低いほうの額が交付金として交付されます。

① 補助の対象となる経費の10分の10以内の額

② テーマ（課題）ごとに市長が定める額

※事業が採択された場合、実績報告時に領収書又はレシートの写しを提出していただきますので、支出された際には必ず領収書などをもらい、事業報告時まで保管してください。ただし対象となるのは、交付金交付決定後に支出した経費となります。

6. 概算払いについて

地域力を育むモデル事業は、交付金の交付決定額を概算払いすることができます。

※概算払いの方法等については、市民協働課までお問い合わせください。

7. 審査

副市長、企画部長、各課長等で構成する審査委員会で審査を行います。審査委員会は審査結果を市長に報告し、市長は予算の範囲内で交付対象事業を決定します。

事業提案を行う市民活動団体等は、テーマ（課題）の担当課と共に、審査委員会に参加し、提案の内容を10分以内で発表、その後質疑となります。

発表時間は提案数に応じて短くなる場合があります。詳細は後日お知らせします。

※審査会を欠席した場合は、辞退したものと見なします。

日程 平成27年6月8日（月）13時30分～

場所 南房総市役所 別館1 第4会議室 を予定しています。

8. 審査基準

審査基準は以下の内容を予定しています。

①事業の公益性

・課題を的確に把握し、その課題解決に向けた事業であるか。

②事業収支の適正性

・予算の見積は適正か。費用対効果が評価できるか。

③事業の有効性

・時代の要求、社会状況、市民ニーズなどを適正に捉えているか。

・事業の対象者は幅広く設定されているか。

④事業の実現性

・提案団体は、提案事業の基礎となる活動実績があるか。

・事業を遂行できるだけの信頼性があるか。

⑤協働事業としての効果

・提案団体と市との役割分担が明確かつ、妥当であるか。

・市と市民活動団体の目指す目標が一致し、協働して行うことで具体的な効果を期待できるか。 など

9. 募集要項と提案書の配布

募集要項と提案書は下記の場所で配布します。

- ・南房総市企画部市民協働課

〒299-2492 南房総市富浦町青木 28 番地 南房総市役所 別館 1

TEL 0470-33-1005 FAX 0470-20-4598

E-mail kyodo@city.minamiboso.chiba.jp

- ・南房総市役所ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.city.minamiboso.chiba.jp/>

10. その他留意事項

① 提案書の書き方

- ・応募要項をよく読み、所定の提案用紙にご記入ください。
- ・手書きで提出する場合は、黒のペン又はボールペンで記入してください。
※提案書提出前の事前協議の際は、鉛筆等の下書きのものでも構いません。

② 事業について

- ・この事業は、事業の実施状況等を勘案し、毎年、見直しを行いますので、ご了承ください。毎年度、募集するテーマ（課題）は異なることが想定されます。

③ 地域力を育むモデル事業の制度に関する問い合わせ

南房総市企画部市民協働課【TEL 0470-33-1005 担当：佐藤】

募集No. 1

みんなで学び、みんなで行き組む環境保全活動

担当課：環境保全課 担当：山口 TEL：33-1053

提案書提出期限：平成27年5月29日（金） 17時まで

審査会（予定日）：平成27年6月8日（月） 13時30分から

■テーマ（課題）に対する考え方（現状・課題）

（1）現状

【環境学習】

市民への環境学習の場の提供には、生徒児童を対象とした学校環境学習会と、一般市民を対象とした市民環境学習会を開催している。

【環境ボランティア活動】

市民の環境ボランティア活動については、各自、各団体が独自の活動を実施している。

【環境保全行動】

行政が実施する環境保全施策については、大局的な内容にとどまっている。

（2）課題と目的

【環境学習】

行政が提供する学習内容と市民が真に求める内容のギャップについて把握しきれていない。これを解消し、より意義ある学習機会の提供を目指す。

【環境ボランティア活動】

各団体等は少人数かつ局地的な活動に終わっている。情報の交換も容易でなく、他団体と交流する場も少ない。コーディネーターの機能を持つ団体を活用し、これらを横断的に連携させ、情報交換を進め、活動の幅を広めながら効率化かつ合理化を進めていく。

【環境保全行動】

地域々々の特性に合わせた環境保全活動がなされていない。地域的な問題を熟知している地域住民を活動の場に引き入れ、市民と行政が一体となった活動展開を図る。

また、市民が地域に特化した取り組みに対し、市として後押しできる体制を整えていく。

■事業に対する条件

（1）対象範囲等

【環境学習会】

市民環境学習会の企画、開催（共催）

【環境ボランティア活動】

各種団体が取り組んでいる環境ボランティア活動のコーディネート

【環境保全行動】

地域の特色ある環境を保全することに特化した活動

(2) 事業イメージ

【環境学習会】

市と共催する市民環境学習会の実施に際し、テーマの設定、講師の選択及び開催の詳細について、企画段階から協働にて取り組んでいく。

【環境ボランティア活動】

個人、少人数グループと情報交換し合い、横断的なネットワークを築き、各種活動を効果的に実施していく。

【環境保全行動】

地域での継続的な活動を通し、市の取り組むべき環境保全策への提言を求める。

(3) 団体の要件

次のすべてに当てはまること

- ・主たる活動の場が市内にあり、代表者及び規約の定めのある団体
- ・構成員数が5人以上で、その構成員の過半数が市内に在住、在勤又は在学している団体
- ・営利を目的とした団体でないこと
- ・環境に関する知見を有する団体
- ・旧町村単位に会員等が所在する、広域的な団体
- ・自ら、地域に密着した活動を実施している団体

■事業期間

交付決定の日から平成28年3月15日までに完了する事業

■交付対象経費

【環境学習会】に係る経費

- ・研究費（消耗品費、講師謝礼、旅費 他）
- ・資料作成費（消耗品費）
- ・会場費

※市と共催する場合、市が用意すべき費用については除く。

【環境ボランティア活動】に係る経費

- ・会議費（資料作成経費、講師謝礼、旅費、会場費 他）
- ・通信費（消耗品費、郵送費 他）

【環境保全行動】に係る経費

- ・会議費（資料作成経費、旅費 他）
- ・活動費（消耗品費、資機材購入費）

■交付金交付（助成）限度額

概算事業費 500,000円

募集No. 2

新規就農者の育成支援モデル事業（2年目）

担当課：農林水産課地域資源再生室 担当：石野 Tel：33-1073

提案書提出期限：平成27年5月29日（金） 17時まで

審査会（予定日）：平成27年6月8日（月） 13時30分から

■テーマ（課題）に対する考え方（現状・課題）

（1）現状

市内の農業従事者数（販売農家）は、平成12年の11,688人から、平成22年では5,770人となっており、10年間で約6,000人の農業者が農産物の販売（50万円以上）をやめています。また、農業者従事者の81%が50歳以上の年齢層が占めています。それに伴う耕作放棄地は76,239aとなり東京ドーム163個分もの面積となっています。

（2）課題と目的

南房総市での就農に関する相談は、年間15件以上あり年々増加しています。また、実際に就農される方は、年間7・8名程度います。新規就農者への支援については、国、県及び市が相談から資金面での支援を実施しているところです。

しかし、農業に関心を持つ方は増え就農相談数も増えていますが、就農に向けた目標、知識、技術などを全く持っていない方も多く見受けられるとともに、農地取得（所有権の移転等）の法律手続きが壁となり就農に結びつかない方も少なくありません。

そこで、農業の理解増進と就農への道筋を伝えるとともに、基本的な知識・技術の習得の場の提供と教授及び短期から長期までの研修を行える受け入れスペースの確保を図り、新規就農者を育成かつ円滑に定着させる仕組みの構築を目指します。

■事業に対する条件

（1）対象範囲等

南房総市内・市外問わず就農を志す方を対象として、各種講座やイベントを計5回以上実施する。実施の際は、（2）事業イメージに示す企画を複数盛り込んだ内容のものを実施することとする。

（2）事業イメージ

- ① 就農までの道筋、農業経営及び地域との関わり方などの講座。
- ② 農作業の基礎知識や技術習得の実践講座。
- ③ 地域農産物の販売イベント。
- ④ 地域内での交流イベント（農作業又は農産物販売を含む）。
- ⑤ 滞在型研修ができるスペースの確保。

（3）団体の要件

主たる活動の場が市内にあり、代表者及び規約の定めのある団体。

構成員数が5人以上で、その構成員の過半数が市内に在住、在勤又は在学している団体。

■事業期間

交付決定の日から平成28年3月15日までに完了する事業

■交付対象経費

- ・ 講師謝礼金
- ・ 旅費
- ・ 需用費（消耗品、印刷製本、燃料、食糧）
- ・ 委託料
- ・ 借上料
- ・ 材料費（備品は除く）
- ・ 保険料
- ・ 本事業実施に係る人件費
- ・ その他必要経費（審査委員会の審査の結果、必要経費として認められた場合に交付対象経費となります）。

■交付金交付（助成）限度額

概算事業費 500,000円

募集No. 3

地域と協働で取り組む花畑の再生事業

担当課：農林水産課地域資源再生室 担当：押元 Tel：33-1073

提案書提出期限：平成27年5月29日（金） 17時まで

審査会（予定日）：平成27年6月8日（月） 13時30分から

■テーマ（課題）に対する考え方（現状・課題）

（1）現状

当市は、年間500万人を超える観光客を迎え入れる観光地であり、市のリーディング産業も第3次産業となっています。年間の観光客の入込期間のピークは、夏季（7月～9月）から早春（1月～3月）にスライドしており、これは、海水浴客の減少と花狩り客の増加が要因と推測できます。

一方で、農業従事者の高齢化や担い手不足からくる耕作放棄地が、市内全体では76,239aと東京ドーム163個分もの面積となり、早春の花狩り観光客を受け入れる露地花畑においても、近年、耕作放棄地が目立ち始めています。

（2）課題と目的

1月から3月の観光客の入込数は、東日本大震災前3年間の平均と比較すると震災年は82.3%、翌年78.8%、翌々年のH25年は92.4%となっており、観光客数は回復傾向にあります。

しかし、集客の目玉として、例年大勢の花狩り客を受け入れていた一団のまとまった露地花畑では、近年、耕作放棄が目立ち始め、農家の高齢化もあり、今後の存続が危惧されます。同時に早春の南房総市の代表的な景観を失うとともに、リピーターとなった観光客から不満の声を頂くことが増えています。

このため、農地の保全管理はもとより、当市の重要な観光資源である露地花畑の再生及び持続的な維持・保全管理を地域の住民と協働して行う取組を推進します。

■事業に対する条件

（1）対象範囲等

南房総市内を対象として、新たに再生する農地を含む一団のまとまった農地（概ね50a以上）全体で露地の花卉栽培を行う。実施の際は、（2）事業の実施要件を満たすものとする。

（2）事業イメージ

- ① 10年後も継続する取組方法の提案
- ② 道の駅などの観光施設と連携した花狩り客の受入
- ③ 地元住民やマスコミへの積極的な事業PR

（3）団体の要件

主たる活動の場が市内にあり、代表者及び規約の定めのある団体。

構成員数が5人以上で、その構成員の過半数が市内に在住、在勤又は在学している団体。

■事業期間

交付決定の日から平成28年3月15日までに完了する事業

■交付対象経費

- ・ 需用費（種子・苗、消耗品、燃料等）
- ・ 委託料
- ・ 借上料
- ・ 材料費（備品は除く）
- ・ 保険料
- ・ 本事業実施に係る人件費
- ・ その他必要経費（審査委員会の審査の結果、必要経費として認められた場合に交付対象経費となります）。

■交付金交付（助成）限度額

概算事業費 500,000円

募集No. 4

地域と協働で取り組む認知症カフェ

～認知症者とその家族、地域住民、専門職、誰もが集い交流し

楽しめる場の実現に向けて～

担当課：健康支援課 担当：尾形 TEL：36-1152

提案書提出期限：平成27年5月29日（金） 17時まで

審査会（予定日）：平成27年6月8日（月） 13時30分から

■テーマ（課題）に対する考え方（現状・課題）

（1）現状

地域住民の交流の場づくりの取り組みが、各地区で行われている。

しかし、認知症者やその家族が、気軽に立ち寄れて、楽しめる場「認知症カフェ」は市内にはない。

（2）課題と目的

認知症者及びその家族が、閉じこもりがちになることや孤立化することが社会問題となっている。認知症者であっても、気軽に立ち寄れ、楽しみ、地域の方々と交流でき、同じ境遇の家族の情報交換や相談もできる場としての「認知症カフェ」を創設し、認知症になっても、いつまでも自分らしく生活を送ることができる環境づくりを目的とする。

まずは、地域住民が認知症を正しく理解し、偏見をなくし、見守る体制作りをすることが重要であり、講習や先進地視察をしながら、地域にあった「認知症カフェ」創設に向けて研究する。

■事業に対する条件

（1）対象範囲等

南房総市内の公共施設や地域集会所を利用して、地域交流を行いながら、認知症への理解を深め、地域の見守り体制やカフェの設立について研究することを目的とした事業を実施する。

（2）事業イメージ

①主催者及び地域住民が認知症の理解を深める講座の開催

②地域住民が交流するカフェ又はサロンの実施

（市の保健師等と一緒に参加する場合があります）

③認知症カフェ先進地の視察

④認知症カフェ創設に向けた検討結果報告

⑤認知症カフェの試行（模擬カフェ、認知症について語り合う場でも可）

（3）団体の要件

主たる活動の場が市内にあり、代表者及び規約の定めのある団体

構成員数が5人以上で、その構成員の過半数が市内に在住、在勤又は在学している団体

■事業期間

交付決定の日から平成28年3月15日までに完了する事業

■交付対象経費

- ・印刷製本費
- ・消耗品
- ・材料費
- ・講師謝礼
- ・保険料
- ・旅費交通費、
- ・備品購入費（事業に必要で3万円未満のものに限る）

■交付金交付（助成）限度額

概算事業費 1団体 250,000円以内 2団体

募集No. 5

広報資料を活用した人づくり・地域づくり推進事業（2年目）

担当課：秘書広報課 担当：井野 TEL：33-1002

観光プロモーション課 担当：生稲 TEL：33-1091

提案書提出期限：平成27年5月29日（金） 17時まで

審査会（予定日）：平成27年6月8日（月） 13時30分から

■テーマ（課題）に対する考え方（現状・課題）

（1）現状

市の月刊広報では、合併以来「南房総市の民話」を掲載し、合併10年目を迎え、民話の掲載も昨年8月号で100話となり、旧町村域を越え市民に伝えるとともに、新市の地域資源として蓄積してきた。

（2）課題と目的

広報紙は、市の取組みをわかりやすく市民に伝えるコミュニケーションツールであり、各地域に残る民話等を紹介することで互いの地域を知ってもらい、合併後の地域の一体感の醸成を行う役割を担ってきた。

蓄積した地域資源である民話は、広報するだけではなく、人材育成や地域づくりのアイテムとして地域団体やNPO等に活用してもらうことで、各活動の効果を市民に広げ、郷土を愛し、地域を誇りに思う心を醸成し、魅力ある人づくりや活力のある地域づくりの役割も担うことができると考える。

昨年度に引き続き、人づくり・地域づくりのための民話の活用に加え、合併10年を記念する取り組みとして、市と市民で作る事業を提案させ、実施することを目的とする。

■事業に対する条件

（1）対象範囲等

「南房総市の民話」を活用することを主とすることから、著者（生稲謹爾氏）との連携を図りながら行うものを対象とする。また、市域全体の題材を資料や教材として利用していくこととする。

事業実施の際は、（2）事業イメージに示す要件を満たした内容のものを実施することとする。

（2）事業イメージ

- ①地域資源の掘り起こしや保存、伝承としての事業
- ②資料や教材としてまとめていく事業
- ③一体感の醸成や地域への誇りを起こさせる事業
- ④地域間や世代間の交流を図ることのできる事業
- ⑤合併10年を記念した内容を併せられる事業

(3) 団体の要件

次の①・②に示す要件を満たす団体。

- ① 主たる活動の場が市内にあり、代表者及び規約の定めのある団体。
- ② 構成員数が5人以上で、その構成員の過半数が市内に在住、在勤又は在学している団体。

■事業期間

交付決定の日から平成28年3月15日までに完了する事業

■交付対象経費

- ・ 消耗品費
- ・ 使用料及び賃借料
- ・ 印刷製本費
- ・ 謝金

■交付金交付（助成）限度額

概算事業費 500,000円